

第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

【背景】・晩婚化や未婚化などを背景とした急速な少子高齢化の進行
・子育て家庭を取り巻く環境の変化など

【趣旨】・地域全体で、親としての成長とすべての子どもの健やかな育ちを支援
・教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の推進
・「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現

2 計画の性格と位置づけ

『東村山市総合計画』を上位計画とした子ども・子育て支援事業を推進する計画。

3 計画の対象と期間

計画の対象：生まれる前から小学校就学児までの子どもとその家庭。

計画の期間：令和2年度から6年度までの5か年。

4 計画策定の方法

- ・保護者に対する調査等及びパブリックコメントの実施。
- ・子ども・子育て会議における審議を経て策定。

第2章 市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 統計的な状況

- ・人口減少・少子高齢化
- ・価値観やライフスタイルの多様化
- ・東村山市の将来児童人口の予測

2 基礎調査結果からの主な現状等

- ・共働き等による保育需要の増加
- ・ワーク・ライフ・バランスの変化

3 「第1期計画」の進捗状況

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざすべき将来像）

- ・家庭、地域、施設等の連携による子育てしやすいまち
- ・すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる「子どもの最善の利益」が実現される社会
- ・めざすべき将来像『地域と共にすべての子どもと大人がいっしょに育つまち』

2 計画の視点

- ・子どもの健やかな成長の視点
支援の必要性が高い子ども及びその家庭を含めた、すべての子どもの健やかな育ち。
- ・親育ちへの支援の視点
子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができる支援。
- ・地域全体で子ども・子育てを支援する視点
地域全体で子育て世帯に寄り添い、支えることを通じ、子どもの育ちと子育てを支援。

3 計画の基本目標

- ・必要な人が利用できるよう教育・保育等の提供体制を整えます
- ・安心して子どもを産み育てられるまちにします
- ・「地域まるごと子育て支援」を進めます

4 教育・保育提供区域と「エリア」

- ・教育・保育提供区域の役割と設定

地理的条件、社会的条件等を総合的に勘案し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について「教育・保育提供区域」を定めます。

- ・「エリア」の役割

市内を5つの「エリア」に分けて、地域の実情や特性に応じて柔軟な子育てしやすい環境をつくり、エリア全体で切れ目のない支援を行います。

第4章 基本施策・事業の展開

1 必要な人が利用できるよう教育・保育等の提供体制を整えます

- ・教育・保育の量的拡充、質的向上
- ・多様な保育事業の推進

2 安心して子どもを産み育てられるまちにします

- ・多様な子育て支援サービスの充実
- ・子どもと親の保健対策の充実
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・子育て情報提供の充実

3 「地域まるごと子育て支援」を進めます

- ・家庭、地域、施設等の連携の推進
- ・仕事と家庭の両立の推進
- ・ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ・障害児施策の充実
- ・子どもの健全育成事業の充実

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第2期）

各事業の量の見込み・提供体制の確保の内容・実施時期等について記載

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

事業計画で定めた量の見込みと提供体制の確保の内容に基づき、計画的に事業を提供し、子ども・子育て支援施策を着実に推進していくため、「東村山市子ども・子育て会議」において、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議します。

2 計画の進行管理

計画の実施状況等につき、東村山市子ども・子育て会議において毎年点検・評価を行い、結果の公表を行います。必要に応じて、中間年度を目途に量の見込み・確保方策を見直します。